

別表第1（第3条関係）

担当する教育の内部質保障の区分	推進責任者	委員会等
教育課程（学部）	副学長（学部教育・国際担当）	・カリキュラム改革推進本部 ・全学教室主任会 ・教務委員会
教育課程（大学院教育学研究科）	理事・副学長（教育・研究・現職研修担当） 副学長（学部教育・国際担当）	・カリキュラム改革推進本部 ・大学院教育学研究科運営委員会
教育課程（大学院連合学校教育学研究科）	副学長（学生支援・連合大学院担当） 大学院連合学校教育学研究科長	・大学院連合学校教育学研究科委員会
学生支援	副学長（学生支援・連合大学院担当）	・学生委員会 ・国際戦略推進本部
学生受入（学部・大学院教育学研究科）	理事・副学長（教育・研究・現職研修担当） 副学長（大学院修士課程・入試担当）	・アドミッションオフィス ・学部入試委員会 ・大学院教育学研究科運営委員会入試部会
学生受入（大学院連合学校教育学研究科）	副学長（学生支援・連合大学院担当） 大学院連合学校教育学研究科長	・大学院連合学校教育学研究科委員会
教職課程	副学長（学部教育・国際担当）	・カリキュラム改革推進本部
教育施設	理事・副学長（総務・財務・労務担当）	・施設整備会議
教育設備（図書館）	理事・副学長（全体統括・附属学校統括担当）	・学術情報会議
教育設備（情報環境）	副学長（先端教育人材育成推進・FU事業・情報担当）	・情報基盤整備推進本部 ・情報セキュリティ会議
PD（プロフェSSIONナル・	理事・副学長（総務・財	・PD推進本部

ディベロップメント)	務・労務担当)	
------------	---------	--

別表第2（第4条関係）

推進責任者	項 目
理事・副学長（教育・研究・現職研修担当） （項目①のうち専門職学位課程に関すること） 副学長（大学院修士課程・入試担当） （項目①のうち修士課程に関すること）	①大学院教育学研究科に係る以下の項目 ・3つのポリシー（学位授与方針，教育課程方針，学生受入方針）に関すること。 ・教育課程の編成に関すること。 ・授業形態，学修指導法に関すること。 ・履修指導に関すること。 ・成績評価に関すること。 ・修了判定に関すること。 ・学修成果に関すること。 ・教職課程に関すること。
副学長（学部教育・国際担当） （項目①及び②に関すること） 副学長（学生支援・連合大学院担当） （項目②に関すること） 大学院連合学校教育学研究科長 （項目②に関すること）	①教育学部に係る以下の項目 ・3つのポリシー（学位授与方針，教育課程方針，学生受入方針）に関すること。 ・教育課程の編成に関すること。 ・授業形態，学修指導法に関すること。 ・履修指導に関すること。 ・成績評価に関すること。 ・卒業判定に関すること。 ・学修成果に関すること。 ・教職課程に関すること。 ②大学院連合学校教育学研究科に係る以下の項目 ・3つのポリシー（学位授与方針，教育課程方針，学生受入方針）に関すること。 ・教育課程の編成に関すること。 ・授業形態，学修指導法に関すること。 ・履修指導に関すること。 ・成績評価に関すること。

	・修了判定に関すること。 ・学修成果に関すること。
副学長（学生支援・連合大学院担当） （項目①に関すること） 副学長（大学院修士課程・入試担当） （項目②に関すること） 副学長（学部教育・国際担当）※	①学生支援に関すること。 ②学生受入に関すること。 ※は留学生に関する内容を分掌
理事・副学長（総務・財務・労務担当）	①教育施設に関すること。
理事・副学長（全体統括・附属学校統括担当） （項目①に関すること） 副学長（先端教育人材育成推進・FU事業・情報担当） （項目②に関すること）	①教育設備（図書館）に関すること。 ②教育設備（情報環境）に関すること。

別表第3—1（第5条関係）

〈教育課程関連〉

評価対象 事項	評価対 象組織	評価基準		点検・評価の方法 (実施主体)		根拠資料・データ	実施時期	備考
卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程編成・実施の方針（CP）の策定	学部・大学院	1	機関別認証評価分析項目 2-2-1	各教育課程（学部（教員養成課程・教育支援課程）及び大学院（修士課程・専門職学位課程・博士課程））について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を定めていること。 （1）卒業認定・学位授与の方針が大学等の目的に則して定められていること。 （2）教育課程編成・実施の方針が大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針と整合性をもって定められていること。 （3）学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること。	1-1	それぞれの教育課程について左記（1）－（3）の内容が明文化されていることを確認する。 （学部・修士課程・専門職学位課程：カリキュラム改革推進本部） （博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会）	明文化された方針等	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき
	学部・大学院	2	機関別認証評価分析項目 6-1-1 教育職員免許法施行規則第22条の8関連	卒業認定・学位授与の方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること。	2-1	卒業認定・学位授与の方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ・学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ ・学生の学習の目標となっていること。 ・「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかが具体的に示されていること。 （学部・修士課程・専門職学位課程：カリキュラム改革推進本部） （博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会）	公表している卒業認定・学位授与の方針	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき

	学部・大学院	3	機関別認証評価 分析項目 6-2-1 教育職員免許法 施行規則第 22 条 の 8 関連	教育課程編成・実施の方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること。	3-1	教育課程編成・実施の方針において、左記の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 (学部・修士課程・専門職学位課程：カリキュラム改革推進本部) (博士課程：博士課程連合学校教育学 研究科委員会)	公表している教育課程編成・実施の方針	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
	学部・大学院	4	機関別認証評価 分析項目 6-2-2 教育職員免許法 施行規則第 22 条 の 8 関連	教育課程編成・実施の方針が卒業認定・学位授与の方針と整合性を有していること。	4-1	教育課程の編成及び実施の内容が、卒業認定・学位授与の方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているか、整合性を有しているかを確認する。 (学部・修士課程・専門職学位課程：カリキュラム改革推進本部) (博士課程：博士課程連合学校教育学 研究科委員会)	公表している教育課程編成・実施の方針及び卒業認定・学位授与の方針	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
自己点検 評価の体制・手順	学部・大学院	5	機関別認証評価 分析項目 2-2-2	教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断を行うことが定められていること。	5-1 5-2	教育課程ごとに領域 6 に係る自己点検・評価について規定され、手順が定められていることを確認する。 教職課程として認定を受けた教育課程については、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 が定める点検及び評価を行うことを含めて内部質保証の手順が定められていることを確認する。 (学部・修士課程・専門職学位課程：カリキュラム改革推進本部) (博士課程：博士課程連合学校教育学 研究科委員会)	内部質保証の手順を定めた規定類	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
FD の実施	学部・大学院	6	機関別認証評価 分析項目 2-5-4 教育職員免許法	授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント (FD) を組織的に実施していること。	6-1	FD の実施内容・方法 (教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等) 及び実施状況 (教員参加状況を含む。) を確認する。	FD の内容・方法及び実施状況 (報告書等)	毎年度	

			施行規則第 22 条の 8 関連		(PD 推進本部)			
教育課程の体系性	学部・大学院	7	機関別認証評価分析項目 6-3-1 教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 関連	教育課程の編成が，体系性を有していること。	7-1	教育課程の体系性について，カリキュラムマップ，コースガイド，科目ナンバリング等を用いて確認する。 (学部・修士課程・専門職学位課程：カリキュラム改革推進本部) (博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会) ※7-2 に共通	体系性が確認できる資料(カリキュラムマップ，コースガイド，ナンバリング等)	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき
					7-2	教養教育及び専門教育のバランス，必修科目・選択科目等の配当等，教育課程編成・実施の方針に基づいて，授業科目が配置され，教育課程の体系性が確保されていることを確認する。	授業科目の開設状況が確認できる資料(コース，教養・専門基礎・専門等の分類，年次配当，必修・選択等の別)	
					7-3	教職課程の体系性を確保するために，「履修カルテ」が整備され，履修指導及び教職実践演習において活用されていることを確認する。 (学部：教務委員会)	ポートフォリオの運用状況が確認できる資料	毎年度
					7-4	ICT の活用指導力等，各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性が確保されていることを確認する。 (学部：カリキュラム改革推進本部)	情報機器の操作，教育課程及び教育方法，各教科教育法のシラバス	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき
教育課程の内容	学部・大学院	8	機関別認証評価分析項目 6-3-2	授業科目の内容が，授与する学位に相応しい水準となっていること。	8-1	一単位の授業科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ，科目の内容が設定されていることを確認する。 (学部・修士課程・専門職学位課程：カリキュラム改革推進本部)	- 分野別第三者評価の結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 - シラバス - その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき

					(博士課程: 博士課程連合学校教育学研究科委員会)	実施している場合はその状況がわかる資料		
学部・大学院	9	機関別認証評価分析項目 6-3-3	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習, 入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合, 認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること。	9-1	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習, 入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が, 法令に従い定められていることを確認する。 (学部・修士課程・専門職学位課程: カリキュラム改革推進本部) (博士課程: 博士課程連合学校教育学研究科委員会)	明文化された規定類	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
専門職学位課程(教職大学院)	10	機関別認証評価分析項目 6-3-5	専門職大学院又は専門職学科を設置している場合は、法令に即して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること。	10-1	専門職学位課程(教職大学院)の教育課程が法令に則して編成され、教育課程連携協議会が運用されていることを確認する。 (カリキュラム改革推進本部)	授業科目の開設状況並びに教育課程連携協議会の開催実績・内容が確認できる資料	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
学部・大学院	11	機関別認証評価分析項目 6-4-1	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること。	11-1	1年間の授業を行う期間が, 定期試験等の期間を含め, 35週確保されていることを確認する。 (学部: 教務委員会) (修士課程・専門職学位課程: 教育学研究科運営委員会) (博士課程: 博士課程連合学校教育学研究科委員会)	1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦, 年間スケジュール等)	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
学部・大学院	12	機関別認証評価分析項目 6-4-2	各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお, 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は, 教育上の必要があり, 10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること。	12-1	各授業科目が, 10週又は15週にわたる授業期間を単位として行われていることを確認する。 (学部: 教務委員会) (修士課程・専門職学位課程: 教育学研究科運営委員会) (博士課程: 博士課程連合学校教育学研究科委員会) ※12-2に共通	1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦, 年間スケジュール等)	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	

				12-2	10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要及び 10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていることを確認する。	シラバス			
	学部・大学院	13	機関別認証評価分析項目 6-4-5 教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 関連	履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を設けていること。	13-1 履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を設けていることを確認する。 (学部・専門職学位課程：カリキュラム改革推進本部)	CAP 制に関する規定	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき		
	学部	14	機関別認証評価分析項目 6-4-8 教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 関連	学部における教育実習又は専門職学位課程における教職専門実習が、教育課程において体系的に編成され、適切に実施されていること。	14-1 教育実習への参加条件（必要単位の修得等）が適切に定められていることを確認する。 (教育実習委員会) (カリキュラム改革推進本部) ※14-2, 14-3, 14-4 に共通	教育実習への参加条件が示されている資料（スタディガイド、履修便覧等）	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき		
					14-2 教育実習の事前指導・事後指導が適切に実施されていることを確認する。	事前指導・事後指導の実施要領等	毎年度		
					14-3 教育実習における大学教員の役割が定められており、それに沿った実習指導が行われていることを確認する。	実習の指導における教員の役割が明記されている資料			
	大学院				14-4 実習校（連携協力校）と連携し、実習生に関する情報を共有するとともに、実習における課題について協議する場を設け、実習の改善に努めていることを確認する。	連携協力校との連携状況が確認できる資料			
	学部	15	教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 関連	教職実践演習が体系的に編成・実施されていること。	15-1 教職実践演習がその趣旨を踏まえ、適切な時期に教育課程に位置付けられているかを確認する。 (カリキュラム改革推進本部) ※15-2 に共通	履修モデル、シラバス	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき		

					15-2	履修カルテが整備されており、教職実践演習において活用されていることを確認する。	教職実践演習のシラバス、ポートフォリオの活用状況が分かる資料	毎年度	
シラバスの策定	学部・大学院	16	機関別認証評価 分析項目 6-4-3 教育職員免許法 施行規則第 22 条 の 8 関連	適切な授業形態及び学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること。	16-1	シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 (学部：教務委員会) (修士課程・専門職学位課程：教育学研究科運営委員会) (博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会) ※16-2, 16-3, 16-4 に共通	シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)又はURL等)、スタディガイド、履修便覧等関係資料	毎年度	
					16-2	芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。			
					16-3	すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。			
					16-4	授業形態(講義、演習、実験、実習等の組み合わせ・バランス)、学習指導法(少人数授業、能力別授業、アクティブ・ラーニング、ICTの活用等)の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。			
教育課程の実施体制	学部・大学院	17	機関別認証評価 分析項目 6-4-4	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること。	17-1	教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 (学部・修士課程・専門職学位課程：カ	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式 6-4-4) ・シラバス	教育課程に変更があるとき、または、大学機	

						リキュラム改革推進本部) (博士課程:博士課程連合学校教育学研究科委員会) ※17-2 に共通	※実際に授業を担当しない場合であっても、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任を持っている場合は、その授業科目を担当しているものとする。 ※適切な科目担当となっていることの最低限の担保として、大学院についても確認する。	関別認証評価受審のとき	
				17-2		教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況(該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数)を確認する。			
	大学院	18	機関別認証評価分析項目 6-4-6, 6-4-9	大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっており、必要な配慮を行っていること。	18-1	大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていることを確認する。 (修士課程・専門職学位課程:カリキュラム改革推進本部) (博士課程:博士課程連合学校教育学研究科委員会) ※18-2 に共通	大学院学則	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
					18-2	夜間においての授業の実施に際し、そのための配慮を行っていることを確認する。	実施している配慮が確認できる資料		
	学部・大学院	19	機関別認証評価分析項目 2-5-5, 2-5-6	教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること、また、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること。	19-1	演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する職員の配置、TA等の教育補助者の配置状況、活用状況を確認する。 (学部:教務委員会) (修士課程・専門職学位課程:教育学研究科運営委員会) (博士課程:博士課程連合学校教育学研究科委員会)	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料 ・TA等の教育補助者に対してのマニュアル、研修等内容及び実施状況が確認できる資料 ・教育支援者、教育補助者一覧(別紙様式2-5-5) ・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧(別紙様式2-5-6)	毎年度	
学習・研究指導体制	大学院(修士課程及び博士課程)	20	機関別認証評価分析項目 6-3-4	修士課程及び博士課程における学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下	20-1	研究指導の基本方針及び考え方を確認する。 (修士課程:教育学研究科運営委員会)	研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料(規定、申合せ等)	教育課程に変更があるとき、または、大学機	

	課程)			「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定める等の指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること。		(博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会) ※20-2、20-3 に共通		関別認証評価受審のとき	
					20-2	指導体制を整備し、それに基づく指導が実施（研究倫理に関する教育・指導を含む。）されていることを確認する。	研究指導計画書, 研究指導報告書等, 指導方法が確認できる資料		
					20-3	複数教員による指導体制, 研究テーマ決定に対する指導, 年間研究指導計画の作成・活用, 中間発表会の開催, 国内外の学会への参加促進, 他大学や産業界との連携, T A・R Aとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等, 教育の目的, 研究指導の基本方針等に照らして, 研究指導に対する取組が行われていることを確認する。	・国内外の学会への参加を促進している場合は, その状況が確認できる資料 ・他大学及び産業界との連携により, 研究指導を実施している場合は, その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成, 教育的機能の訓練を行っている場合は, T A・R Aの採用, 活用状況が確認できる資料		
	学部・大学院	21	機関別認証評価分析項目 6-5-1 教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 関連	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること。	21-1	ガイダンス, 担任制, 学習成果の状況の組織的把握と対応, 学習計画の指導, 能力別クラス分け, 基礎学力不足の学生に対する指導, 助言等が行われていることを確認する。 (学部：教務委員会) (修士課程・専門職学位課程：教育学研究科運営委員会) (博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会) ※21-2 に共通	履修指導の実施状況（別紙様式 6-5-1)	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
					21-2	授業科目への学術の発展動向(担当教員の研究成果を含む。)の反映, 他学部の授業科目の履修, 編入学, 秋期入学への配慮, 修士課程教育との連携, 国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施, ダブル・ディグリー制度の導入等の			

					取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。			
	学部・大学院	22	機関別認証評価 分析項目 6-5-2	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること。	22-1 (学部：教務委員会) (修士課程・専門職学位課程：教育学研究科運営委員会) (博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会)	学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）	4年に1度	
	学部・大学院	23	機関別認証評価 分析項目 6-5-3	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること。	23-1 (学部・修士課程・専門職学位課程：学生キャリア支援室)	インターンシップの実施状況等	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
	学部・大学院	24	機関別認証評価 分析項目 6-5-4	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること。	24-1 履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、学生の人数等に関するデータを把握した上で、学習支援の実施状況について確認する。 (障がい学生支援室) ※24-2、24-3に共通 24-2 特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 24-3 その他履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） - 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 - 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 - 学習支援の利用実績が確認できる資料	毎年度 毎年度 毎年度	
成績評価	学部・大学院	25	機関別認証評価 分析項目 6-6-1	成績評価基準を卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に則して定められている学習成果の評	25-1 成績評価基準については、評語（S、A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。	成績評価基準	教育課程に変更があるとき、または、大学機	

			教育職員免許法 施行規則第 22 条 の 8 関連	価の方針と整合性をもって、 組織として策定していること。		(学部・修士課程・専門職学位課程：カリキュラム改革推進本部) (博士課程：博士課程連合学校教育学 研究科委員会)		関別認証評 価受審のとき	
学部・大 学院	26	機関別認証評価 分析項目 6-6-2	教育職員免許法 施行規則第 22 条 の 8 関連	成績評価基準を学生に周知 していること。	26-1	学生に対して、刊行物の配布・ウェブサ イトへの掲載等の方法により周知を図 っていることを確認する。 (学部：教務委員会) (修士課程・専門職学位課程：教育学研 究科運営委員会) (博士課程：博士課程連合学校教育学研 究科委員会)	成績評価基準を学生に周知して いることを示すものとして、スタ ディガイド、履修便覧、シラバス、 オリエンテーションの配布資料 等の該当箇所	教育課程に 変更がある とき、また は、大学機 関別認証評 価受審のとき	
学部・大 学院	27	機関別認証評価 分析項目 6-6-3	教育職員免許法 施行規則第 22 条 の 8 関連	成績評価基準に則り各授業 科目の成績評価及び単位認 定が厳格かつ客観的に行わ れていることについて、組織 的に確認していること。	27-1	成績評価の透明性及び客観性を担保す るための措置についての点検を組織的 に実施していることを確認する。 (学部：教務委員会) (修士課程・専門職学位課程：教育学研 究科運営委員会) (博士課程：博士課程連合学校教育学研 究科委員会) ※27-2, 27-3 に共通	・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関 係委員会等で確認する等組織 的に確認していることに関す る資料 ・G P A 制度の目的及び実施状 況についてわかる資料 ・(個人指導等が中心となる科目 の場合)成績評価の客観性を担 保するための措置についてわ かる資料	毎年度	
					27-2	G P A 制度を実施している場合は、その 目的と実施状況について確認する。			
					27-3	個人指導等が中心となる科目の場合は、 成績評価の客観性を担保するための措 置について確認する。	※答案の返却、模範解答あるいは 採点基準の提示等について確 認。 ※45 時間の学習時間の確保の実 態に関する調査を実施してい る場合には、その資料に照らして 確認。	教育課程に 変更がある とき、また は、大学機 関別認証評 価受審のとき	
学部・大 学院	28	機関別認証評価 分析項目 6-6-4		成績に対する異議申立て制 度を組織的に設けていること。	28-1	成績に関する異議を受け付ける窓口が 教員のみでないこと、受付後の対応の手 順、様式等について確認する。また、申 立てに対し、教員組織が対応を行ってい	・学生からの成績評価に関する 申立ての手続、学生への周知等 が明示されている資料 ・申立ての内容及びその対応、申	教育課程に 変更がある とき、また は、大学機	

						ることを確認する。 (学部：教務委員会) (修士課程・専門職学位課程：教育学研究科運営委員会) (博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会) ※28-2, 28-3 に共通	立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料(答案, レポート, 出席記録等)を保存することを定めている規定類	関別認証評価受審のとき	
					28-2	申立ての内容及びその対応, 申立ての件数等について確認する。			
					28-3	成績評価の根拠となる資料(答案, レポート, 出席記録等)が, 検証できる状況にあることを確認する。			
	大学院	29	機関別認証評価 分析項目 6-7-2	修士課程及び博士課程において, 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること。	29-1	審査に係る手続及び評価の基準が組織として策定されていることを確認する。 (修士課程：教育学研究科運営委員会) (博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会)	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
卒業・修了要件	学部・大学院	30	機関別認証評価 分析項目 6-7-1	大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則して, 卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること。	30-1	大学が定める卒業(修了)要件が組織的に策定され, 大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 (学部：教務委員会) (修士課程・専門職学位課程：教育学研究科運営委員会) (博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会) ※30-2 に共通	・卒業(修了)要件を定めた規定 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
					30-2	修業年限の特例措置を講じている場合は, 法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。			
	学部・大学院	31	機関別認証評価 分析項目 6-7-3	策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること。	31-1	卒業(修了)要件を, 学生に対して, 刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして, スタディガイド, 履修便覧, シラバス, オリエンテーションの配布資料, ウェブサイトへの掲載等の該	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評	

					(学部：教務委員会) (修士課程・専門職学位課程：教育学研究科運営委員会) (博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会))	当箇所	価受審のとき	
	学部	32	機関別認証評価 分析項目 6-7-4	卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること。	32-1	卒業要件を適用する手順のとおりに実施されていることを確認する。 (学部：教務委員会)	教授会等での審議状況等の資料	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき
	32-2				修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおりに実施されていることを確認する。 (修士課程・専門職学位課程：教育学研究科運営委員会) (博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会) ※32-3 に共通	学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続等		
	32-3				学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順どおりに実施されていることを確認する。	学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
卒業・修了状況	学部・大学院	33	機関別認証評価 分析項目 6-8-1	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則した状況にあること。	33-1	学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）を算出し確認する。 (学部：教務委員会) (修士課程・専門職学位課程：教育学研究科運営委員会) (博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会)	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	毎年度
	学部				33-2	大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。	資格の取得者数が確認できる資料	毎年度

						(学部：教務委員会)			
	大学院				33-3	大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則して妥当なものであることを確認する。 (修士課程・専門職学位課程：教育学研究科運営委員会) (博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会)	論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料	毎年度	
DP に則した意見聴取	学部・大学院	34	機関別認証評価分析項目 2-2-4 教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 関連	機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること。	34-1	関係者から意見を聴取することが定められており、その結果を内部質保証体制が確認する仕組み（実施時期、実施主体、意見聴取内容）を設けているかを確認する。	・明文化された規定類 ・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式 2-2-4）	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
	学部・大学院	35	機関別認証評価分析項目 6-8-3	卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則した学習成果が得られていること。	35-1	卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 (学部・修士課程・教職大学院：戦略評価本部 (博士課程：博士課程連合学校教育学研究科委員会) ※35-2 に共通	学生からの意見聴取(学習の達成度及び満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	毎年度	
					35-2	学習の達成度及び満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。		毎年度	
	学部・大学院	36	機関別認証評価分析項目 6-8-4 教育職員免許法	卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則し	36-1	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ※法人戦略室（分析）、キャリア支援課（データ取纏）と連携して実施	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料	毎年度	

			施行規則第 22 条の 8 関連	た学習成果が得られていること。		(戦略評価本部・広報本部, 学生キャリア支援室)			
	学部・大学院	37	機関別認証評価分析項目 6-8-5 教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 関連	就職先等からの意見聴取の結果により, 大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則した学習成果が得られていること。	37-1	就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて, 学習成果を確認する。 ※法人戦略室(分析), キャリア支援課(データ取纏)と連携して実施 (戦略評価本部, 学生キャリア支援室)	就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート, 懇談会, インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	毎年度	
設備の整備と活用状況	学部・大学院	38	機関別認証評価分析項目 4-1-4 教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 関連	教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境を整備し, それが有効に活用されていること。	38-1	情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ, 教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め, 大学において編成された教育課程の遂行に必要な I C T 環境の整備状況及び活用状況を確認する。 (情報基盤整備推進本部) (ICT/情報基盤センター) ※38-2, 38-3 に共通	・ICT 環境の整備状況や活用状況がわかる資料 ・ICT 環境の整備充実に向けた取組が行われているかがわかる資料 ・授業を支援するためのオンラインシステム等の整備と活用状況がわかる資料	毎年度	
					38-2	整備状況については, I C T 環境の整備充実に向けた取組が行われているかについて確認する。		毎年度	
					38-3	授業を支援するためのオンラインシステム等の学習支援環境の基盤の I C T 化が行われている場合は, その整備と活用の状況を含めて確認する。		毎年度	
	学部・大学院	39	機関別認証評価分析項目 4-1-6	自習室, グループ討議室, 情報機器室, 教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され, 効果的に利用されていること。	39-1	自主的学習環境の整備状況(部屋数, 机, パソコン等の台数等)については, その環境を必要とする学生が効果的に利用できるよう状態になっていることを確認する。 (学部: 教務委員会) (修士課程・教職大学院: 教育学研究科	自主的学習環境整備状況一覧(別紙様式 4-1-6)	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	

						運営委員会) (博士課程: 博士課程連合学校教育学研究科委員会)			
情報の公表	学部・大学院	40	機関別認証評価 分析項目 3-6-1 教育職員免許法 施行規則第 22 条 の 8 関連	法令等が公表を求める事項を公表していること。	40-1	学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 172 条の 2 のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定められた情報公表の状況を確認する。 (戦略評価本部)	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式） ・該当の Web ページ	毎年度	

別表第 3—2（第 5 条関係）

〈施設設備，学生支援及び学生の受入関連〉

評価対象 事項	評価対 象組織	評価基準			点検・評価の方法 (実施主体)		根拠資料・データ	実施時期	備考
施設の整備状況	大学	1	機関別認証評価 分析項目 2-2-3	施設及び設備，学生支援，学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること。	1-1	施設設備に関して自己点検・評価の実施時期，評価方法を規定する規定類を確認する。 (施設整備会議)	・国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規定 ・東京学芸大学キャンパスマスタープラン ・インフラ長寿命化計画（行動計画） ・インフラ長寿命化計画（個別施設計画）	大学機関別認証評価受審のとき	
	大学	2	機関別認証評価 分析項目 4-1-1	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること。	2-1	・校地，校舎の基準面積について，設置基準で規定されている面積に係る基準を満たしていることを確認する。 ・施設・設備としては，大学設置基準に規定されている「校地，運動場，体育館，研究室，講義室，演習室，実験・実習室，情報処理学習のための施設，語学学習のための施設その他の施設等」について確認する。 ・夜間において授業を実施している課程又は大学院において大学院設置基準第 14 条の特例を適用している場合は，これら施設・設備の利用方法，利	・認証評価共通基礎データ様式 1 ・大学院設置基準第 14 条の特例に係る教育の実施状況（別紙様式 4-1-1）	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	

					用時間等を確認する。 (戦略評価本部)			
	大学	3	機関別認証評価 分析項目 4-1-2	法令が定める実習施設等が 設置されていること。	3-1 (戦略評価本部)	特定の学部又は学科に置かれる組織に ついては、大学設置基準第 39 条に基づ き設置が必要とされる附属学校等が設 置されていることを確認する。 (戦略評価本部)	附属施設等一覧（別紙様式 4-1- 2)	教育課程に 変更がある とき、また は、大学機 関別認証評 価受審のと き
	大学	4	機関別認証評価 分析項目 4-1-3	施設・設備における安全性に ついて、配慮していること。	4-1 (施設整備会議)	- 施設・設備における耐震化については、 評価実施年度の耐震化率を確認する。 - 耐震基準を満たしていない場合は、そ の理由と改善のための計画について 確認する。 - 施設・設備の老朽化に対する対応の状 況について確認する。 - 外灯及び防犯カメラの設置等、大学固 有の事情等に応じて安全・防犯面への 配慮がなされていることを確認する。 - 施設・設備のバリアフリー化について、 障害のある学生等の利用者が円滑に 利用できるよう配慮がなされている ことを確認する。 - その他施設・設備に法令上の要件が課 されている場合は、適切な管理運営の 状況を確認する。	施設・設備の耐震化、バリアフリ ー化等の整備状況及び安全・防犯 面への配慮の状況（別紙様式 4- 1-3)	教育課程に 変更がある とき、また は、大学機 関別認証評 価受審のと き
ICT 環境 整備状況	大学	5	機関別認証評価 分析項目 4-1-4	教育研究活動を展開する上 で必要な I C T 環境を整備 し、それが有効に活用されて いること。		- 情報通信におけるコミュニケーション の重要性を踏まえつつ、教職員及び学 生が授業内外において簡単にインタ ーネットに接続できる環境の整備状 況を含め、大学において編成された教 育課程の遂行に必要な I C T 環境の 整備状況及び活用状況を確認する。 - 整備状況については、I C T 環境の整	- ICT 環境の整備状況や活用状況 がわかる資料 - ICT 環境の整備充実に向けた取 組に加えメンテナンスやセキ ュリティ管理が行われている かがわかる資料 - 授業を支援するためのオンラ インシステム等の整備と活用	毎年度

						備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンス及びセキュリティ管理が行われているかについて確認する。 ・授業を支援するためのオンラインシステム等の学習支援環境の基盤の I C T化が行われている場合は、その整備及び活用の状況を含めて確認する。 (情報基盤整備推進本部) (ICT/情報基盤センター) (情報セキュリティ会議)	状況がわかる資料		
図書館の整備・活用	大学	6	機関別認証評価分析項目 4-1-5	大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること。	6-1	・図書館を中心に図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。 (学術情報会議)	・学術情報基盤実態調査(大学図書館編)	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
学生支援	学部・大学院	7	機関別認証評価分析項目 4-2-1	学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること。	7-1	・生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 (学生支援センター)	学生相談室、保健管理センター、障がい学生支援室の概要、相談体制及び支援実績、学生への周知方法(刊行物、プリント、掲示等)及び相談実績が確認できる資料	毎年度	
					7-2	・健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 (保健管理センター)	保健管理センターの概要、相談体制、学生への周知方法(刊行物、プリント、掲示等)及び相談実績が確認できる資料	毎年度	
					7-3	・就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 (学生キャリア支援室)	学生キャリア支援室及びキャリア支援課の概要、相談体制、学生への周知方法(刊行物、プリント、掲示等)及び相談実績が確認できる資料	毎年度	
					7-4	・各種ハラスメントに関する防止のための措置(規定及び実施内容)・相談の体	キャンパスライフ委員会の概要、相談体制、学生への周知方法(刊	毎年度	

					制の整備及び相談実績を確認する。 (キャンパスライフ委員会)	行物, プリント, 掲示等) 及び相談実績が確認できる資料		
				7-5	・各種相談・助言体制については, 組織の役割, 実施組織の人的規模及びバランス, 組織間の連携及び意思決定プロセス, 責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。 (学生課・学生支援センター)	・相談体制一覧「相談できます」	学生支援体制に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
	学部・大学院	8	機関別認証評価分析項目 4-2-2	学生の部活動, 自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう, 必要な支援を行っていること。	8-1 ・課外活動の支援について, 課外活動団体数, 課外活動施設設備の整備, 運営資金, 備品貸与等の支援の状況を確認する。 ※大学が組織として支援すべき部活動等の範囲については, 大学の判断による。ただし, あくまでも大学の組織的活動として分析することが必要。 ※課外活動団体等への支援実績を示す資料は, あくまでも大学の支援の実績であり, 部等の活動実績そのものを評価するものではない。 (学生委員会)	・課外活動に係る支援状況一覧 (別紙様式 4-2-2)	学生支援体制に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	
	学部・大学院	9	機関別認証評価分析項目 4-2-3	留学生への生活支援等を行う体制を整備し, 必要に応じて生活支援等を行っていること。	9-1 留学生に対する生活支援の実施体制及び実施状況について確認する。 (国際交流/留学生センター)	・留学生への生活支援の内容及び実施体制 (別紙様式 4-2-3) ・チューター制度の概要及び配置状況が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料	毎年度	
	学部・大学院	10	機関別認証評価分析項目 4-2-4	障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し, 必要に応じて生活支援等を行	10-1 ・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について, 関係法令の趣旨を考慮して確認する。	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制 (別紙様式 4-2-4)	毎年度	

				っていること。		・対象となる学生が現在在籍していない場合でも、大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 (学生支援センター)			
	学部・大学院	11	機関別認証評価分析項目 4-2-5	学生に対する経済面での援助を行っていること	11-1	・奨学金制度の整備状況並びに当該窓口の周知及び利用実績について確認する。 ・入学料・授業料免除、奨学金（給付、貸与）、学生寄宿舍等、各大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。 (学生委員会)	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4-2-5） ・奨学金制度の整備状況及び当該窓口の周知が確認できる資料 ・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 ・本学独自の奨学金制度及びその利用実績が確認できる資料 ・入学料、授業料免除等の基準及び実施状況が確認できる資料 ・学生寄宿舍の利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 ・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料	毎年度	
学生の受入	学部・大学院	12	機関別認証評価分析項目 5-1-1	学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること。	12-1	・学生受入方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ・求める学生像については、入学前に学習しておくことが期待される内容 ・入学者選抜の基本方針については、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか ・学部については、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）」についてどのような成果を求めるか）。	・学生受入方針が確認できる資料	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき	

					(アドミッションオフィス)			
	学部・大学院	13	機関別認証評価 分析項目 5-2-1	学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること。	13-1	- 学部、大学院、専攻科ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法（学力検査、面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。 - 面接が含まれている場合は、面接要領等があることを確認する。 - 実施体制の整備状況（組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）を確認する。 (アドミッションオフィス)	- 入学者選抜の方法一覧 - 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） - 入学試験委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 - 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 - 学部については、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学者志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき
	学部・大学院	14	機関別認証評価 分析項目 5-2-2	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること。	14-1	入学者選抜等について、検証するための組織や具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。 (アドミッションオフィス)	- 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 - 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等	教育課程に変更があるとき、または、大学機関別認証評価受審のとき
	学部・大学院	15	機関別認証評価 分析項目 5-3-1	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと。	16-1	- 学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。 - 学部、大学院、専攻科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。 ※実入学者数には、秋季入学者のほか、国費留学生、外国政府派遣留学生等の入学者を含める。 ※学生募集を行う組織単位ごとの過去	実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料	毎年度

					5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均に関しては、適切な教育環境を確保する観点を重視し、「1.3倍以上」又は「0.7倍未満」の場合は、「大幅に超える」又は「大幅に下回る」とする。 (アドミッションオフィス)			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3—3（第5条関係）

〈関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）からの意見聴取関連〉

評価対象 事項	評価対 象組織	評価基準		点検・評価の方法 (実施主体)		対象	意見聴取内容	実施時期	備考	
在学生調査	学部	1	機関別認証評価 分析項目 2-2-4	機関別内部質保障体制において、関係者（学生，卒業（修了）生，卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること。 意見聴取の実施時期，内容等一覧（別紙様式 2-2-4） 明文化された規定類 東京学芸大学における教育の内部質保証に関する要項第4条 別表第3-3	1-1	学生アンケート（春調査） （戦略評価本部）	1-4 年	受験時の情報収集方法，教員・支援職志望度，教員・支援職志望理由，入学理由，希望進路，進路変更理由，ボランティア活動参加状況等	毎年 4 月	
					1-2	学生アンケート（秋調査） （戦略評価本部）	1-4 年	希望進路，教授受験状況，教育実習での経験等	毎年 11 月	
					1-3	（春学期）学生による授業アンケート調査 （PD 推進本部）	1-4 年	授業評価，学習時間等	毎年 7 月	
					1-4	（秋学期）学生による授業アンケート調査 （PD 推進本部）	1-4 年	授業評価，学習時間等	毎年 2 月	
					1-5	学生アンケート（卒業時調査） （戦略評価本部）	4 年	教員・支援職志望理由，進路変更理由，教育内容・教育環境・施設満足度等	毎年 3 月	
	大学院 修士課程	2	2-1	学生アンケート（春調査） （戦略評価本部）	1-2 年	既得免許，進学理由，受験時の情報収集方法，希望進路等	毎年 4 月			
			2-2	学生による授業アンケート （修士課程会議）	1-2 年	授業評価，学習時間等	毎年 2 月			

					2-3	学生アンケート（修了時調査） （戦略評価本部）	2 年	進路変更理由，教育内容・教育環境・施設満足度等	毎年 3 月	
	教 職 大 学 院	3			3-1	学生アンケート（春調査） （戦略評価本部）	1-2 年	知識・能力，進学理由，受験時の 情報収集方法，希望進路等	毎年 4 月	
					3-2	学生アンケート（秋調査） （戦略評価本部）	1-2 年	教員採用試験受験状況，キャリア 支援活用状況	毎年 10 月	
					3-3	（春学期）学生による授業ア ンケート （教職大学院課程会議）	1-2 年	授業内容，授業環境，満足度等	毎年 7 月	
					3-4	（秋学期）学生による授業ア ンケート （教職大学院課程会議）	1-2 年	授業内容，授業環境，満足度等	毎年 1 月	
					3-5	学生アンケート（修了時調査） （戦略評価本部）	2 年	進路変更理由，学修環境・教育内 容・教育環境・施設満足度，知識・ 能力等	毎年 3 月	
卒業（修 了）生調 査	学 部 ・ 大 学 院	4			4-1	「動向調査」（卒業（修了）後 5 年目調査） （学生キャリア支援室）	卒 業 （ 修 了 ） 生	就業後の職業変化の状況，在学中 の授業や活動の社会での有益性 等	毎 年 8 ～ 11 月	
教育委員 会	教 育 委 員 会	5			5-1	教育者養成の改善に関する調 査（全国都道府県教育委員会 調査）（戦略評価本部）	指 導 主 事 等	新任教員に求める能力，免許状併 有の重要性，本学卒業生・修了生 の資質能力等	毎年 11 月	

※1 上記の調査は毎年定期に実施するものであり、この他にも必要に応じて適時調査を実施するものとする。